



キラリ☆亀岡 おしらせ

No.761
2月10日
2月25日

発行: 亀岡市 / 企画管理部 秘書広報課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地 TEL 0771-22-3131(代)、FAX 0771-24-5501 電子メール ▶ office@city.kameoka.kyoto.jp
ホームページ ▶ http://www.city.kameoka.kyoto.jp/ 携帯版ホームページ ▶ http://www.city.kameoka.kyoto.jp/m/

もくじ

- ☆案内…1~9ページ
- ☆催し…9~10ページ
- ☆募集…10~12ページ
- ☆スポーツ情報…12~13ページ
- ☆保健センターからのおしらせ…13ページ
- ☆各種無料相談…14ページ
- ※詳しいお問い合わせは **問** へ



案内

(一社)亀岡市観光協会 職員採用試験

募集職種 事務職員
採用予定人数 1人

受験資格 昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人、英語で簡単な日常会話ができる人

※上記に加え、普通自動車の運転とパソコンでの文書作成や表計算の入力作業ができる人

勤務時間 1日7時間45分(週5日勤務、シフト制)

勤務場所 JR亀岡駅2階(一社)亀岡市観光協会事務局

報酬 月額157,700円(諸手当等有り)

選考方法 筆記試験と面接

1次試験日 3月上旬(筆記試験を予定)

採用予定日 平成27年4月1日
申し込み 2月20日(金)までに、写真を添付した自筆の履歴書と小論文「亀岡の今後の観光について」(400字詰原稿用紙3枚以内、自筆)を、(一社)亀岡市観光協会事務局(受け付け時間午前9時~午後5時)へ提出してください。郵送の場合は封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、返信用封筒を同封の上、簡易書留で2月18日(水)<消印有効>までに送付してください。

送付先 〒621-0804 亀岡市追分町谷筋1-6(一社)亀岡市観光協会事務局宛

問 (一社)亀岡市観光協会
TEL29-5152 (観光戦略課)

軽自動車税の申告手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在のバイクや軽自動車、小型特殊自動車(農耕用含む)などの所有者に対して課税する税金です。

月割り課税の制度はなく、4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをした場合でも、1年分の税金を納めていただきます。

廃車、名義変更の手続きをする場合は、4月1日までにお願ひします。

なお、年度末の3月下旬は窓口が大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

○原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車

は市役所1階税務課(9・10番窓口)TEL25-5011

○125ccを超えるバイクは京都運輸支局(京都市伏見区)

TEL050-5540-2061

○軽自動車(三輪・四輪車)は軽自動車検査協会(運輸支局内)

TEL050-3816-1844

(税務課)

障害福祉サービス等の対象となる難病が151疾病へ拡大されました

平成25年4月に施行された障害者総合支援法で、障害者の範囲に130の難病などが加わりましたが、平成27年1月から対象となる疾病が151へ拡大されました。対象となる人は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要な障害福祉サービスなどを受けることができます。

障害福祉サービスを受けるためには、障害支援区分認定などを経て、サービスを利用いただけることとなります。手続きには対象疾病に罹患していることが分かる証明書(医師の診断書など)が必要となります。

詳しくは、障害福祉課へ相談してください。

問 市役所1階障害福祉課(15番窓口)TEL25-5189

(障害福祉課)